

1 公募の趣旨

昭島市（以下「市」という。）では、平成27年3月に昭島市児童発達支援基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる0～18歳未満の児童（以下「要配慮児童」という。）の個々の特性に配慮し、保護者への適切な支援と、要配慮児童のライフステージに応じた継続した支援についての基本的な考え方を示しました。

基本計画では、基本目標を「要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する」として定め、要配慮児童の社会での自立につながるように、関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備など、総合的な支援体制を構築し、児童の特性に応じた、適切で継続したサービスの提供を図ることとしています。また、児童発達支援を行うための中核的な拠点施設として、（仮称）昭島市児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）の設置を掲げ、相談機能、療育訓練や専門訓練などの訓練機能及び事務局機能を備えた施設整備の基本方針を定めています。

児童発達支援センターの運営主体については、（仮称）昭島市児童発達支援センター事業詳細計画の第7章10に記述のとおり、市の直営で実施する場合、公的な責任を果たすことはできますが、施設整備を含め事業実施に関する財源の確保が難しい状況があります。一方、社会福祉法人の設置運営となれば、経験と実績があり、安定的かつ効率的な運営が可能となるものと考えられます。このため、市有地である、つつじが丘南小学校の跡地の一部を貸し付け、民設民営方式による施設の整備・運営を行う社会福祉法人を広く公募いたします。

2 事業の概要

（1）事業概要

本事業は、市が社会福祉法人に「3貸付予定地」に定める土地（以下「貸付物件」という。）を貸し付け、貸付物件を借り受ける社会福祉法人（以下「借受者」という。）が市の策定した「基本計画」及び「（仮称）昭島市児童発達支援センター事業詳細計画」に基づき、借受者自ら、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター等の用に供する建物その他工作物（以下「本件建物」という。）を整備して、運営していただくものです。また、市独自で行う発達支援に関する事業を受託していただきます。

施設の開設時期は、隣接に整備予定の（仮称）教育福祉総合センター（平成31年度中の開設予定）の開設時期に合わせていただきます。

（2）事業内容及び規模

- ア 福祉型児童発達支援センターの整備及び運営（定員21名以上）
- イ 放課後等デイサービス事業の整備及び運営（定員10名以上）
- ウ 保育所等訪問支援
- エ 相談支援

オ その他、市独自で実施する児童発達支援事業

3 貸付予定地

(1) 所在地

昭島市つつじが丘三丁目474-12の一部（つつじが丘南小学校跡地）

(2) 敷地面積 約1,280㎡

現況は、軽量鉄骨造平屋建物（旧）つつじが丘南学童クラブがありますが、市がこれを解体し更地にして引き渡す予定です。また、敷地面積は今後、市が実施する測量により修正される場合があります。

(3) 建築上の法規制度

ア 都市計画

用途地域	第1種中高層住居専用地域
防火指定	準防火地域
建ぺい率	50%
容積率	150%

イ 地区計画

平成28年度中に地区計画を策定する予定です。

地区計画による制限予定項目（一部抜粋）

建ぺい率	40%
容積率	100%
建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡
壁面の位置の制限	道路境界線から2m
高さの最高限度	15m

ウ 埋蔵文化財

周知の埋蔵文化財包蔵地及びその近接地には該当しません。

(4) 接道状況

東側：東京都道162号 幅員29.05m

(5) 交通

JR青梅線 昭島駅北口より徒歩8分（資料1参照）

(6) 現地の見学

現地の見学については担当にご相談ください。

4 貸付条件等

(1) 平成30年9月から平成32年3月までは昭島市公有財産規則（昭和49年昭島市規則第15号）により行政財産の使用許可とします（ただし、障害者（児）施設整備費補助制度を活用する場合、補助決定の内示後でなければ、建築確認申請、建築工事施行業社入札、建築工事着工等を行うことができません。）。

(2) 平成32年4月から平成42年3月までは昭島市公有財産規則により行政財産の貸付け

とします。

ア 貸付期間

10年とします（ただし、更新を可能とする。）。

イ 貸付料

昭島市行政財産使用料条例（平成7年昭島市条例第25号）に基づく使用料に準じて市が定める額を予定しています。

ウ 支払方法

市が発行する納入通知書により、1年ごとに支払うこととします。なお、支払が遅延した時は、土地貸付に係る契約によって定めた遅延損害金を徴収します。

エ 貸付料の改定

貸付料は年度ごとに見直すこととします。

オ 用途の指定

借受者は、貸付物件を「2 事業の概要」に定める用途で使用しなければなりません。

カ 本件建物の貸付け

借受者は、市の承諾なしに貸付物件上の本件建物を第三者に貸し付けることはできません。

キ 維持管理

貸付物件の維持管理は、借受者の責任と負担により行ってください。

ク その他

- ・借受者の選定後、提案された事業の確実な実施のため、市と施設運営等に関する基本協定を締結することとします。
- ・市は貸付物件の瑕疵及び数量の不足について、一切の責任を負いません。
- ・契約の解除その他の事項については、土地貸付に係る契約書によります。

5 応募資格

本公募に応募できる事業者は、次の要件を全て満たす社会福祉法人に限ります。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設置された社会福祉法人であり、同法に規定する第1種又は第2種社会福祉事業のうちいずれかを平成28年4月1日現在、1年以上行っている法人であること。または、児童発達支援の実績があり、かつ平成29年8月31日までに、社会福祉法人を設立する見込みがあること。
- (2) 児童発達支援を実施している、又は実施できる見込みがあること。
- (3) 平成28年8月1日現在、過去3年以内に都道府県又は区市町村が実施した指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (5) 社会福祉法人の本部の所在地又は事業所が東京都内（島しょを除く。）にあること。
- (6) 昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱第3条第1項に規定する入札参

加除外措置を受けていないこと。

(7) 事業開始後、3か月分程度の施設運転資金を保有していること。

6 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設整備及び運営に際してはそれぞれ該当する次の法令、条件等を遵守してください。

(1) 遵守すべき法令等

- ・ 児童福祉法
- ・ 社会福祉法
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ・ 東京都指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年東京都条例第139号）
- ・ 東京都指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）
- ・ 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）
- ・ 東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）
- ・ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）
- ・ 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号）
- ・ 東京都日陰による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和53年東京都条例第63号）
- ・ 昭島駅北口駅前地区計画
- ・ 昭島市宅地開発指導要綱
- ・ 防火設備の設置に関する消防庁の指導
- ・ その他関連法令等、市条例等

※今後、国・都より示される基準に対応すること。

(2) 施設整備に関する条件

ア 契約手続

建設工事施工業者等の選定に当たっては、東京都が指定する工事請負等契約手続基準にのっとり、行うこととします。設計と施工を同一業者が請け負うことはできません。

イ 工期

(仮称)教育福祉総合センター(平成31年度中の開設予定)の開設に合わせて工期を設定してください。

ウ 構造

構造は鉄骨構造(重量鉄骨)又は鉄筋コンクリート造としてください。

エ 施設には在宅障害児向けの避難スペースを整備し、平常時には多目的スペースとし、市が委託する市独自の発達支援事業(一時預り事業を想定)を実施してください。

オ 駐車スペースの確保

地域住民の通行を妨げることがないように、貸付物件内に必要な駐車・駐輪スペースを確保してください。また、歩行者の通行の安全等を考慮した駐車配置としてください。

カ 避難路の確保

非常時に避難路となるよう、一定のスペースを設け、車両が通行できるようにしてください。(資料3参照)

キ フェンス等について

貸付物件における施設、設備等の建設時に設置するフェンス等の撤去は、借受者の責任と負担により行ってください。

ク 本件建物建設に当たっての留意事項

工事車両の通行に際しては、十分な安全対策を講じるとともに、騒音、振動、悪臭及び粉じんの排出を最小限にとどめるよう配慮してください。

ケ 地域住民の要望への対応

施設整備に当たっては、地域住民に対し十分な説明を行うとともに、要望に対し誠実に対応してください。ただし、本公募による借受者として選定されるまでは、地域住民に対する説明、調整等は一切行わないでください。

コ 本件建物の外観

(仮称)教育福祉総合センター及び近隣の景観と調和する外観としてください。

サ 地下埋設物

本件建物の建設工事の際に、撤去又は保存を要する地下埋設物の存在が判明したときは、ただちに市に報告の上協議し、借受者が、関係法令に基づき、当該地下埋設物を適切に処理してください。

シ 東京都(国)の整備費補助金

障害者(児)施設整備費補助金の利用の有無にかかわらず、当該補助金の補助基準に合致するよう整備してください。

(3) 運営に関する条件

ア 基本協定の締結

借受者の選定後、提案された事業の確実な実施のため、市と施設運営等に関する基本協定を締結することとします。

イ 障害児通所支援、障害児相談支援の指定等

児童福祉法に基づく事業者としての指定基準を満たし、東京都から事業者指定を受けてください。

ウ 事業の継続期間

施設を保有する間は事業を継続してください。

エ 利用者

要配慮児童とし、昭島市民を優先とします。その選定に当たっては市と協議してください。

オ 体制整備及びサービスの提供

福祉型児童発達支援センター等の運営については、障害者総合支援給付費等により、円滑に遂行できるよう、体制を整備してください。また、長期的に安定した質の高いサービスの提供に努めてください。

カ 現在、市で児童発達支援事業を実施している「NPO法人昭島ひよこ教室」の療育内容を基本的に継続するとともに、その職員の処遇については、できる限り意向を尊重し対応するよう努めてください。

キ 食事提供体制

利用者に、食事、おやつ等を提供できるよう施設内での調理を基本とする食事提供体制を整えてください。

ク 災害時の避難所等の指定について

災害時の避難所等の指定について、市と協定を結んでください。

ケ 地域の医療機関との連携

借受者として選定された後、嘱託医の確保や緊急時の医療体制等、地域の医療機関との連携について、昭島市医師会等と協議してください。

コ 職員の資質向上

利用者へのサービス向上が図れるよう、職員の資質向上に努めてください。

サ 物品購入

物品購入に当たっては可能な限り、市内事業者から購入するよう努めてください。

シ 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価を3年に1回以上受審してください。

ス 地域住民との交流

施設の運営に当たっては、地域住民に十分な説明を行い、要望に対しては誠実に対応してください。また、地域住民との信頼関係を構築し、地域に開かれた運営を行うとともに、地域福祉の向上に貢献できる運営を行ってください。

7 補助制度及び優遇制度

(1) 施設に係る整備費補助

障害者（児）施設整備費補助金（東京都（国）制度）

問い合わせ先：東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課生活基盤整備担当

- (2) 運営費補助
障害者施策推進区市町村包括補助事業(3)一般事業
「児童発達支援センターサービス推進事業」
問い合わせ先:東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課児童福祉施設担当
- (3) 行政財産使用料の免除
昭島市行政財産使用料条例に基づき、平成30年9月から平成32年3月までは使用料を免除します。
- (4) 貸付料
平成32年4月から平成42年3月までの貸付物件の貸付料については、4(2)のイ及びエで定めるところにより算出した額から4分の1程度の額の負担を予定しています。
- (5) 施設整備に関する補助(市の補助)
障害者(児)施設整備費補助金(東京都(国)制度)において東京都の補助負担額と同額程度を市において補助します。ただし、一括ではなく複数年に分割し補助します。
- (6) 設計費用の補助
設計に係る費用の1/4を市において補助します(上限あり)。

8 質疑

- (1) 質疑の方法
 - ア 「事業者公募に関する質問票」に要旨を簡潔にまとめ、電子メール又はファクシミリにより提出してください。
 - イ 電話、郵送及び窓口訪問による質問は受け付けません。
 - ウ 質問票は、質問事項1件ごとに作成してください。
- (2) 提出期限(期限厳守)
平成28年8月12日(金)午後5時まで
- (3) 提出先
東京都昭島市子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当
メールアドレス:kodomoikuseika@city.akishima.lg.jp
ファクシミリ番号:042-546-5496
※メールの場合の件名は「子ども育成課 質問事項」としてください。
- (4) 回答方法
平成28年8月19日(金)までに随時、電子メール又はファクシミリにより、応募された全事業者に回答を送付します。
- (5) 回答の位置付け
質疑回答書は、本公募要項と一体のものとして、本公募要項と同等の効力を有するものとします。

9 応募手続

応募する事業者は、次のとおり、応募書類及び提案書類を提出してください。

(1) 応募書類の提出

ア 提出書類

No.	書類名	様式	
1	応募書	別記様式第2号	
2	応募書類一覧	別記様式第3号	
法人関係書類	3	法人の沿革	別記様式第4号
	4	運営施設一覧	別記様式第5号
	5	法人定款の写し	
	6	法人登記事項証明書	
	7	法人代表者印鑑証明書	
	8	役員一覧表	別記様式第6号
	9	評議員一覧表	別記様式第7号
	10	法人の理念及び運営方針	別記様式第8号
	11	法人の就業規則及び給与規定	
	12	預金残高証明書	
	13	平成25年度～27年度の決算書 (財産目録、貸借対照表、収支計算書等)	
	14	直近の監督官庁の指導監査における指摘文書及び改善報告書一式	
	15	平成25年4月以降の事故発生報告書一式	
	16	現在社会福祉法人が運営している社会福祉法に規定する第1種若しくは第2種社会福祉事業又は障害児通所支援に関する資料(パンフレット等)	
	17	誓約書(提出書類について、内容は法人の総意であり、虚偽又は不正の記載がないこと、応募資格を満たしていることに関する法人による自己証明)	任意様式

イ 提出日時

平成28年8月22日(月)～平成28年8月26日(金)

午前9時～午後5時まで

ウ 提出方法及び提出先

下記窓口へ持参(要電話予約)

※上記以外の方法により提出された場合、応募は受け付けられません。

東京都昭島市子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

電話：042-544-5111 内線2256

(2) 提案書類の提出

ア 提出書類

No.	書類名	様式	
18	提案書類一覧	別記様式第9号	
資金関係	19	施設経営計画書	別記様式第10号
	20	資金計画書	別記様式第11号
	21	工事費概算見積書	
	22	借入金償還計画書	別記様式第12号
	23	事業収支シミュレーション	別記様式第13号
	24	職員体制・人件費の積算根拠	別記様式第14号
施設整備関係	25	整備計画概要書	別記様式第15号
	26	施設整備方針	別記様式第16号
	27	事業スケジュール	別記様式第17号
	28	設計図	
	29	室別面積表	別記様式第18号
	30	事業運営等に関する提案	別記様式第19号
31	誓約書（提出書類について、内容は法人の総意であり、虚偽又は不正の記載がないこと、応募資格を満たしていることに関する法人による自己証明）	任意様式	

イ 提出日時

平成28年9月26日（月）～平成28年9月30日（金）

午前9時～午後5時まで

ウ 提出方法及び提出先

下記窓口へ持参（要電話予約）

※上記以外の方法により提出された場合、応募は受け付けられません。

東京都昭島市子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

電話：042-544-5111 内線2256

(3) 書類作成上の留意点

ア 提案書類の作成に当たり、消費税及び地方消費税の税率は10%で計上してください。

イ 応募書類及び提案書類は、別紙「応募書類・提案書類作成要領」に基づいて作成又は用意してください。

ウ 別記様式第4号から別記様式第8号まで及び別記様式第10号から別記様式第19号までについては、書類と共に電子データを作成の上、CD-Rに格納し、一式を提出してください。

エ 応募書類の著作権は応募事業者に帰属します。ただし、市は事業者の公表等必要なときは、応募書類の内容を応募事業者の承諾を得ずに無償で使用できるものとします。

オ 応募書類等は理由の如何を問わず返却しません。

(4) 追加書類の提出

市が必要と認めるときは、追加書類の提出又は説明を求めることがあります。

(5) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退するときには、辞退届(任意様式)に辞退理由を明記の上、応募書類の提出先まで提出してください。

10 借受者の選定方法

(1) 選定方法

市が設置する「(仮称)昭島市児童発達支援センター運営事業者選定委員会」による書類審査、事業者によるプレゼンテーションの評価により選定します。
プレゼンテーションの実施日程、詳細については個別に通知します。

(2) 結果の通知

平成28年10月末を目途に、全ての事業者へ文書により通知します。

(3) 借受者の公表

借受者の名称及び提案内容の概要については、市ホームページ等で公表します。

11 公募から開設までの流れ

平成28年度	質問票提出 質問回答 応募書類提出・受付 提案書類提出・受付 選定委員会 結果決定通知送付 基本協定締結
平成29年度	東京都補助金説明会 東京都へ事業計画書提出 東京都へ国庫補助協議書提出
平成30年度	土地賃貸借契約締結 行政財産の使用許可申請 工事着工
平成31年度 ((仮称)教育福祉総合センターの開設時期と同じ)	行政財産の使用許可申請 工事しゅん工 事業開始

12 借受者による地域への説明

本事業の開始に当たっては、地域住民に対して児童発達支援センターを開設することを周知し、事業内容について理解を得るよう努めてください。

また、建設工事の入札を実施し、工事施工業者が決定次第、改めて地域説明会を開催し、工事日程を説明してください。

13 その他

- (1) 応募事業者は、応募書類の提出をもって応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 提出された応募書類及び提案書類に虚偽又は不正の記載があったときは失格とします。
- (3) 本公募に必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (4) 応募事業者は借受者に限らず情報公開の対象となります。また応募書類及び提案書類は借受者に限らず社会福祉法人のノウハウに係る情報、財務内容、人事に係る情報等応募社会福祉法人の正当な利益が侵害されるおそれがあると認められる箇所以外は情報公開の対象となります。また、借受者の提案内容の概要及び応募の概況等についても情報公開の対象となります。
- (5) 市が提供する資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用することはできません。また、本公募に係る検討の目的の範囲内であっても市の了承を得ず第三者に対して、これを使用させ又は内容を提示することはできません。
- (6) この公募に関し、選定委員会の構成員に、直接又は間接を問わず、連絡を求めたり接触をした場合は失格とします。
- (7) その他、本公募要項に定めのない事項及び本公募要項に疑義が生じたときは、市が別に定めるところによるものとします。

14 問い合わせ先

昭島市子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当

担当：曾根

電話：042-544-5111 内線2256

FAX：042-546-5496

住所：昭島市田中町一丁目17番1号



